

議案第74号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部改正について

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市附属機関の一部を廃止したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

勝山市附属機関の設置に関する条例(平成25年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条・第3条関係)				別表(第2条・第3条関係)			
執行機関	附属機関	任務	委員の定数	執行機関	附属機関	任務	委員の定数
市長	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)
	かつやま逸品開発・販路開拓事業審査会	勝山市が定めるかつやま逸品開発・販路開拓事業補助金の交付の適否について審査すること。					
教育委員会	(略)	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	(略)
	勝山市立中学校再編検討委員会	勝山市立中学校の再編について、教育委員会の諮問に応じて検討し、その結果を答申す	20人以内				

		ること。					
--	--	------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。